

広野町介護予防・日常生活支援総合事業費  
単位数サービスコード表

(令和6年6月版)

**1 ~~訪問型サービス(みなし)サービスコード表 (サービス種類コードA1)~~**

平成27年3月31日までに介護予防訪問介護の指定を受けていた「みなし指定事業所」が使用します。

**2 訪問型サービス(独自)サービスコード表 (サービス種類コードA2)**

広野町訪問介護相当サービス事業所(平成27年4月1日以降に介護予防訪問介護の指定を受けた事業所など)が使用します。

**3 ~~通所型サービス(みなし)サービスコード表 (サービス種類コードA5)~~**

平成27年3月31日までに介護予防通所介護の指定を受けていた「みなし指定事業所」が使用します。

**4 通所型サービス(独自)サービスコード表 (サービス種類コードA6)**

広野町通所介護相当サービス事業所(平成27年4月1日以降に介護予防通所介護の指定を受けた事業所など)が使用します。

**5 介護予防ケアマネジメントサービスコード表 (サービス種類コードAF)**

介護予防ケアマネジメント提供事業所が使用します。

広野町訪問型サービス（独自）サービスコード表

サービスコード		サービス内容略称	算定項目		合成 単位数	算定単位			
種類	項目								
A 2	1111	訪問型独自サービス 1 1	訪問型サービス 1 1	1週に1回程度の場合	1,176	1月につき			
A 2	2111	訪問型独自サービス 1 1 日割							
A 2	1211	訪問型独自サービス 1 2	訪問型サービス 1 2	1週に2回程度の場合	2,349	1月につき			
A 2	2211	訪問型独自サービス 1 2 日割							
A 2	1321	訪問型独自サービス 1 3	訪問型サービス 1 3	1週に2回を超える程度の場合	3,727	1月につき			
A 2	2321	訪問型独自サービス 1 3 日割							
A 2	2411	訪問型独自サービス 2 1	訪問型サービス 2 1	標準的な内容の訪問型サービスである場合 ※主に身体介護を含む場合 生活援助が中心である場合（20分以上45分未満） 生活援助が中心である場合（45分以上） 事業対象者・要支援1・2（20分未満） ※主に身体介護を行う場合	訪問型サービス 2 1・2・2 3・短時間サービスの合計単位数が、下記の上限単位数を 超えた場合には、上限単位数となる訪問型サービス 1 1・1 2・1 3により算定する ※上限単位数 1週に1回程度 →1,176単位 1週に2回程度 →2,349単位 1週に2回を超える程度 →3,727単位	287	1回につき		
A 2	2511	訪問型独自サービス 2 2	訪問型サービス 2 2						
A 2	2621	訪問型独自サービス 2 3	訪問型サービス 2 3						
A 2	1411	訪問型独自短時間サービス	訪問型短時間サー ビス						
A 2	C211	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算 1 1	虐待の発生またはその再発を防止するための措置が講じられていない場合	訪問型サービス 1 1	1週に1回程度の場合	12単位減算	-12	1月につき	
A 2	C220	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算 1 1 日割					1単位減算	-1	1日につき
A 2	C212	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算 1 2		訪問型サービス 1 2	1週に2回程度の場合	23単位減算	-23	1月につき	
A 2	C213	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算 1 2 日割					1単位減算	-1	1日につき
A 2	C214	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算 1 3		訪問型サービス 1 3	1週に2回を超える程度の場合	37単位減算	-37	1月につき	
A 2	C215	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算 1 3 日割					1単位減算	-1	1日につき
A 2	C216	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算 2 1		訪問型サービス 2 1	標準的な内容の訪問型サービスである場合		3単位減算	-3	1回につき
A 2	C217	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算 2 2		訪問型サービス 2 2	生活援助が中心である場合（20分以上45分未満）		2単位	-2	
A 2	C218	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算 2 3		訪問型サービス 2 3	生活援助が中心である場合（45分以上）		2単位	-2	
A 2	C219	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算短時間	訪問型短時間サービス	事業対象者・要支援1・2（20分未満） ※主に身体介護を行う場合で1月につき22回未満		2単位	-2		
A 2	6001	訪問型独自サービス同一建物減算 1	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合			所定単位数の 10%減算		1月につき	
A 2	6003	訪問型独自サービス同一建物減算 2	事業所と同一建物の利用者50人以上にサービスを行う場合			所定単位数の 15%減算		1月につき	
A 2	6002	訪問型独自サービス同一建物減算 3	同一の建物に居住する利用者の割合が100分の90以上の場合			所定単位数の 12%減算		1月につき	
A 2	8000	訪問型独自サービス特別地域加算				所定単位数の 15%加算		1月につき	
A 2	8001	訪問型独自サービス特別地域加算日割	特別地域加算			所定単位数の 15%加算		1日につき	
A 2	8002	訪問型独自サービス特別地域加算回数				所定単位数の 15%加算		1回につき	
A 2	8100	訪問型独自サービス小規模事業所加算				所定単位数の 10%加算		1月につき	
A 2	8101	訪問型独自サービス小規模事業所加算日割	中山間地域等における小規模事業所加算			所定単位数の 10%加算		1日につき	
A 2	8102	訪問型独自サービス小規模事業所加算回数				所定単位数の 10%加算		1回につき	
A 2	8110	訪問型独自サービス中山間地域等提供加算				所定単位数の 5%加算		1月につき	
A 2	8111	訪問型独自サービス中山間地域等提供加算日割	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算			所定単位数の 5%加算		1日につき	
A 2	8112	訪問型独自サービス中山間地域等提供加算回数				所定単位数の 5%加算		1回につき	

A 2	4001	訪問型独自サービス初回加算	初回加算		200単位加算	200		
A 2	4003	訪問型独自サービス生活機能向上加算 I	生活機能向上連携加算	(1)生活機能向上連携加算 (I)	100単位加算	100	1月につき	
A 2	4002	訪問型独自サービス生活機能向上加算 II		(2)生活機能向上連携加算 (II)	200単位加算	200		
A 2	6102	訪問型独自サービス口腔連携強化加算	口腔機能強化加算 ※1月に1回を限		50単位加算	50	1回につき	
A 2	6269	訪問型独自サービス処遇改善加算 I	介護職員等処遇改善加算	(1)介護職員処遇改善加算(I)	所定単位数の245/1000 加算		1月につき	
A 2	6270	訪問型独自サービス処遇改善加算 II		(2)介護職員処遇改善加算(II)	所定単位数の224/1000 加算			
A 2	6271	訪問型独自サービス処遇改善加算 III		(3)介護職員処遇改善加算(III)	所定単位数の182/1000 加算			
A 2	6380	訪問型独自サービス処遇改善加算 IV		(4)介護職員等処遇改善加算(IV)	所定単位数の145/1000 加算			
A 2	6381	訪問型独自サービス処遇改善加算 V 1		(5)介護職員等処遇改善加算(V)	(一) 介護職員等処遇改善加算 (V) (1)	所定単位数の221/1000 加算		
A 2	6382	訪問型独自サービス処遇改善加算 V 2			(二) 介護職員等処遇改善加算 (V) (2)	所定単位数の208/1000 加算		
A 2	6383	訪問型独自サービス処遇改善加算 V 3			(三) 介護職員等処遇改善加算 (V) (3)	所定単位数の200/1000 加算		
A 2	6384	訪問型独自サービス処遇改善加算 V 4			(四) 介護職員等処遇改善加算 (V) (4)	所定単位数の187/1000 加算		
A 2	6385	訪問型独自サービス処遇改善加算 V 5			(五) 介護職員等処遇改善加算 (V) (5)	所定単位数の184/1000 加算		
A 2	6386	訪問型独自サービス処遇改善加算 V 6			(六) 介護職員等処遇改善加算 (V) (6)	所定単位数の163/1000 加算		
A 2	6387	訪問型独自サービス処遇改善加算 V 7			(七) 介護職員等処遇改善加算 (V) (7)	所定単位数の163/1000 加算		
A 2	6388	訪問型独自サービス処遇改善加算 V 8			(八) 介護職員等処遇改善加算 (V) (8)	所定単位数の158/1000 加算		
A 2	6389	訪問型独自サービス処遇改善加算 V 9			(九) 介護職員等処遇改善加算 (V) (9)	所定単位数の142/1000 加算		
A 2	6390	訪問型独自サービス処遇改善加算 V 1 0			(十) 介護職員等処遇改善加算 (V) (1 0)	所定単位数の139/1000 加算		
A 2	6391	訪問型独自サービス処遇改善加算 V 1 1	(十一) 介護職員等処遇改善加算 (V) (1 1)		所定単位数の121/1000 加算			
A 2	6392	訪問型独自サービス処遇改善加算 V 1 2	(十二) 介護職員等処遇改善加算 (V) (1 2)		所定単位数の118/1000 加算			
A 2	6393	訪問型独自サービス処遇改善加算 V 1 3	(十三) 介護職員等処遇改善加算 (V) (1 3)		所定単位数の100/1000 加算			
A 2	6394	訪問型独自サービス処遇改善加算 V 1 4	(十四) 介護職員等処遇改善加算 (V) (1 4)		所定単位数の76/1000 加算			

※業務継続計画未策定減算については、令和7年4月1日から適用する。

※介護職員等処遇改善加算V 1 から 1 4 については、令和7年3月31日まで適用する。

広野町通所型サービス（独自）サービスコード表

サービスコード		サービス内容略称	算定項目		合成 単位数	算定単位			
種類	項目								
A 6	1111	通所型独自サービス 1 1	通所型サービス 1 1	事業対象者・要支援 1 週 1 回程度のサービスを提供した場合	1,798単位	1,798	1月につき		
A 6	1112	通所型独自サービス 1 1 日割		※ 1 月に 4 回を超えてサービスを提供した場合	59単位	59	1日につき		
A 6	1121	通所型独自サービス 1 2	通所型サービス 1 2	事業対象者・要支援 2 週 2 回程度のサービスを提供した場合	3,621単位	3,621	1月につき		
A 6	1122	通所型独自サービス 1 2 日割		※ 1 月に 8 回を超えてサービスを提供した場合	119単位	119	1日につき		
A 6	1113	通所型独自サービス 2 1	通所型サービス 2 1	事業対象者・要支援 1 週 1 回程度のサービス利用が必要な者 ※ 1 月の中で全部で 4 回まで	436単位	436	1 回につき		
A 6	1123	通所型独自サービス 2 2	通所型サービス 2 2	事業対象者・要支援 2 週 2 回程度のサービス利用が必要な者 ※ 1 月の中で全部で 8 回まで	447単位	447			
A 6	1311	通所型独自サービス / 3 1	事業所と同一建物に居住する者又は同一建物から利用する者に通所型サービスを行う場合	通所型サービス 1 同一建物減算	事業対象者・要支援 1（週 1 回程度必要な者に、1月4回を超えてサービスを提供した場合）	1,296単位	1,296	1月につき	
A 6	1312	通所型独自サービス / 3 1 日割			43単位	43	1日につき		
A 6	1321	通所型独自サービス / 3 2		通所型サービス 2 同一建物減算	事業対象者・要支援 2（週 2 回程度必要な者に、1月8回を超えてサービスを提供した場合）	2,676単位	2,676	1月につき	
A 6	1322	通所型独自サービス / 3 2 日割			88単位	88	1日につき		
A 6	1313	通所型独自サービス / 3 1 回数		通所型サービス 1 回数同一建物減算	事業対象者・要支援 1 ※ 1 月の中で全部で 4 回まで	298単位	298	1 回につき	
A 6	1323	通所型独自サービス / 3 2 回数		通所型サービス 2 回数同一建物減算	事業対象者・要支援 2 ※ 1 月の中で全部で 8 回まで	309単位	309		
A 6	C211	通所型独自高齢者虐待防止未実施減算 1 1	虐待の発生またはその再発を防止するための措置が講じられていない場合	通所型サービス 1 1	事業対象者・要支援 1 に週 1 回程度のサービスを提供した場合 ※ 1 月に 4 回を超えてサービスを提供した場合	18単位減算	-18	1月につき	
A 6	C212	通所型独自高齢者虐待防止未実施減算 1 1 日割			1単位減算	-1	1日につき		
A 6	C213	通所型独自高齢者虐待防止未実施減算 1 2		通所型サービス 1 2	事業対象者・要支援 2 に週 2 回程度のサービスを提供した場合 ※ 1 月に 8 回を超えてサービスを提供した場合	36単位減算	-36	1月につき	
A 6	C214	通所型独自高齢者虐待防止未実施減算 1 2 日割			1単位減算	-1	1日につき		
A 6	C215	通所型独自高齢者虐待防止未実施減算 2 1		通所型サービス 2 1	事業対象者・要支援 1 で週 1 回程度のサービス利用が必要な者 ※ 1 月の中で全部で 4 回まで	4単位減算	-4	1 回につき	
A 6	C216	通所型独自高齢者虐待防止未実施減算 2 2		通所型サービス 2 2	事業対象者・要支援 2 で週 2 回程度のサービス利用が必要な者 ※ 1 月の中で全部で 8 回まで	4単位減算	-4		
A 6	C221	通所型独自高齢者虐待防止未実施減算 11/2		通所型サービス 1 1	事業対象者・要支援 1（週 1 回程度必要な者に、1月4回を超えてサービスを提供した場合）	16単位減算	-16	1月につき	
A 6	C222	通所型独自高齢者虐待防止未実施減算 11/2 日割			1単位減算	-1	1日につき		
A 6	C223	通所型独自高齢者虐待防止未実施減算 12/2		通所型サービス 1 2	事業対象者・要支援 2（週 2 回程度必要な者に、1月8回を超えてサービスを提供した場合）	33単位減算	-33	1月につき	
A 6	C224	通所型独自高齢者虐待防止未実施減算 12/2 日割			1単位減算	-1	1日につき		
A 6	C225	通所型独自高齢者虐待防止未実施減算 21/2		通所型サービス 2 1	事業対象者・要支援 1 ※ 1 月の中で全部で 4 回まで	4単位減算	-4	1 回につき	
A 6	C226	通所型独自高齢者虐待防止未実施減算 22/2		通所型サービス 2 2	事業対象者・要支援 2 ※ 1 月の中で全部で 8 回まで	4単位減算	-4		
A 6	D211	通所型独自業務継続計画未策定減算 1 1		業務継続計画を策定していない場合※	通所型サービス 1 1	事業対象者・要支援 1 に週 1 回程度のサービスを提供した場合 ※ 1 月に 4 回を超えてサービスを提供した場合	18単位減算	-18	1月につき
A 6	D212	通所型独自業務継続計画未策定減算 1 1 日割				1単位減算	-1	1日につき	
A 6	D213	通所型独自業務継続計画未策定減算 1 2	通所型サービス 1 2		事業対象者・要支援 2 に週 2 回程度のサービスを提供した場合 ※ 1 月に 8 回を超えてサービスを提供した場合	36単位減算	-36	1月につき	
A 6	D214	通所型独自業務継続計画未策定減算 1 2 日割			1単位減算	-1	1日につき		
A 6	D215	通所型独自業務継続計画未策定減算 2 1	通所型サービス 2 1		事業対象者・要支援 1 で週 1 回程度のサービス利用が必要な者 ※ 1 月の中で全部で 4 回まで	4単位減算	-4	1 回につき	
A 6	D216	通所型独自業務継続計画未策定減算 2 2	通所型サービス 2 2		事業対象者・要支援 2 で週 2 回程度のサービス利用が必要な者 ※ 1 月の中で全部で 8 回まで	4単位減算	-4		
A 6	D221	通所型独自業務継続計画未策定減算 11/2	通所型サービス 1 1		事業対象者・要支援 1（週 1 回程度必要な者に、1月4回を超えてサービスを提供した場合）	16単位減算	-16	1月につき	
A 6	D222	通所型独自業務継続計画未策定減算 11/2 日割			1単位減算	-1	1日につき		
A 6	D223	通所型独自業務継続計画未策定減算 12/2	通所型サービス 1 2		事業対象者・要支援 2（週 2 回程度必要な者に、1月8回を超えてサービスを提供した場合）	33単位減算	-33	1月につき	
A 6	D224	通所型独自業務継続計画未策定減算 12/2 日割			1単位減算	-1	1日につき		
A 6	D225	通所型独自業務継続計画未策定減算 21/2 回数	通所型サービス 2 1	事業対象者・要支援 1 ※ 1 月の中で全部で 4 回まで	4単位減算	-4	1 回につき		
A 6	D226	通所型独自業務継続計画未策定減算 22/2 回数	通所型サービス 2 2	事業対象者・要支援 2 ※ 1 月の中で全部で 8 回まで	4単位減算	-4			
A 6	8110	通所型独自サービス中山間地域等提供加算	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算		所定単位数の 5% 加算			1月につき	
A 6	8111	通所型独自サービス中山間地域等加算日割			所定単位数の 5% 加算			1日につき	
A 6	8112	通所型独自サービス中山間地域等加算回数			所定単位数の 5% 加算			1回につき	
A 6	6109	通所型独自サービス若年性認知症受入加算	若年性認知症利用者受入加算		240単位加算	240			
A 6	5010	通所型独自生活上向グループ活動加算	生活機能向上グループ活動加算		100単位加算	100			
A 6	6116	通所型独自サービス栄養アセスメント加算	栄養アセスメント加算		50単位加算	50			
A 6	5003	通所型独自サービス栄養改善加算	栄養改善加算		200単位加算	200			
A 6	5004	通所型独自サービス口腔機能向上加算 I	口腔機能向上加算	(1) 口腔機能向上加算 (I)	150単位加算	150			
A 6	5011	通所型独自サービス口腔機能向上加算 II		(2) 口腔機能向上加算 (II)	160単位加算	160			

A 6	6011	通所型独自サービス提供体制加算 I 1	サービス提供体制強化加算	(1)サービス提供体制強化加算 (I)	事業対象者・要支援1	88単位加算	88	
A 6	6012	通所型独自サービス提供体制加算 I 2		事業対象者・要支援2	176単位加算	176		
A 6	6107	通所型独自サービス提供体制加算 II 1		(2)サービス提供体制強化加算 (II)	事業対象者・要支援1	72単位加算	72	
A 6	6108	通所型独自サービス提供体制加算 II 2		事業対象者・要支援2	144単位加算	144		
A 6	6103	通所型独自サービス提供体制加算 III 1		(3)サービス提供体制強化加算 (III)	事業対象者・要支援1	24単位加算	24	
A 6	6104	通所型独自サービス提供体制加算 III 2		事業対象者・要支援2	48単位加算	48		
A 6	4001	通所型独自サービス生活機能向上連携加算 I	生活機能向上連携加算	(1)生活機能向上連携加算 (I) (3月に1回を限度)		100単位加算	100	
A 6	4002	通所型独自サービス生活機能向上連携加算 II 1		(2)生活機能向上連携加算 (II)		200単位加算	200	
A 5	6200	通所型独自サービス口腔栄養スクリーニング加算 I	口腔・栄養スクリーニング加算	(1)口腔・栄養スクリーニング加算 (I) (6月に1回を限度)		20単位加算	20	1回につき
A 6	6201	通所型独自サービス口腔栄養スクリーニング加算 II		(2)口腔・栄養スクリーニング加算 (II) (6月に1回を限度)		5単位加算	5	
A 6	6311	通所型独自サービス科学的介護推進体制加算	科学的介護推進体制加算			40単位加算	40	1月につき
A 6	6100	通所型独自サービス処遇改善加算 I	(1)介護職員処遇改善加算 (I)			所定単位数の92/1000 加算		
A 6	6110	通所型独自サービス処遇改善加算 II	(2)介護職員処遇改善加算 (II)			所定単位数の90/1000 加算		
A 6	6111	通所型独自サービス処遇改善加算 III	(3)介護職員処遇改善加算 (III)			所定単位数の80/1000 加算		
A 6	6380	通所型独自サービス処遇改善加算 IV	(4)介護職員処遇改善加算 (IV)			所定単位数の64/1000 加算		
A 6	6381	通所型独自サービス処遇改善加算 V 1	介護職員処遇改善加算	(5)介護職員処遇改善加算 (V)	(一)介護職員等処遇改善加算 (V)(1)	所定単位数の81/1000 加算		
A 6	6382	通所型独自サービス処遇改善加算 V 2		(二)介護職員等処遇改善加算 (V)(2)	所定単位数の76/1000 加算			
A 6	6383	通所型独自サービス処遇改善加算 V 3		(三)介護職員等処遇改善加算 (V)(3)	所定単位数の79/1000 加算			
A 6	6384	通所型独自サービス処遇改善加算 V 4		(四)介護職員等処遇改善加算 (V)(4)	所定単位数の74/1000 加算			
A 6	6385	通所型独自サービス処遇改善加算 V 5		(五)介護職員等処遇改善加算 (V)(5)	所定単位数の65/1000 加算			
A 6	6386	通所型独自サービス処遇改善加算 V 6		(六)介護職員等処遇改善加算 (V)(6)	所定単位数の63/1000 加算			
A 5	6387	通所型独自サービス処遇改善加算 V 7		(七)介護職員等処遇改善加算 (V)(7)	所定単位数の56/1000 加算			
A 6	6388	通所型独自サービス処遇改善加算 V 8		(八)介護職員等処遇改善加算 (V)(8)	所定単位数の69/1000 加算			
A 6	6389	通所型独自サービス処遇改善加算 V 9		(九)介護職員等処遇改善加算 (V)(9)	所定単位数の54/1000 加算			
A 6	6390	通所型独自サービス処遇改善加算 V 1 0		(十)介護職員等処遇改善加算 (V)(10)	所定単位数の45/1000 加算			
A 6	6391	通所型独自サービス処遇改善加算 V 1 1		(十一)介護職員等処遇改善加算 (V)(11)	所定単位数の53/1000 加算			
A 6	6392	通所型独自サービス処遇改善加算 V 1 2		(十二)介護職員等処遇改善加算 (V)(12)	所定単位数の43/1000 加算			
A 6	6393	通所型独自サービス処遇改善加算 V 1 3		(十三)介護職員等処遇改善加算 (V)(13)	所定単位数の44/1000 加算			
A 6	6394	通所型独自サービス処遇改善加算 V 1 4		(十四)介護職員等処遇改善加算 (V)(14)	所定単位数の33/1000 加算			

定員超過の場合

サービスコード		サービス内容略称	算定項目				合成 単位数	算定単位
種類	項目							
A 6	8001	通所型独自サービス 1 1 ・定超	通所型サービス 1 1	事業対象者・要支援 1 に週1回程度のサービスを提供した場合 ※1月4回を超えてサービスを提供した場合	1,798単位	定員超過の場合 × 70%	1,259	1月につき
A 6	8002	通所型独自サービス 1 1 日割 ・定超			59単位		41	1日につき
A 6	8011	通所型独自サービス 1 2 ・定超	通所型サービス 1 2	事業対象者・要支援 2 に週2回程度のサービスを提供した場合 ※1月8回を超えてサービスを提供した場合	3,621単位		2,535	1月につき
A 6	8012	通所型独自サービス 1 2 日割 ・定超			119単位		83	1日につき
A 6	8003	通所型独自サービス 2 1 ・定超	通所型サービス 2 1	事業対象者・要支援 1 で週 1 回程度のサービス利用が必要な者 ※ 1 月の中で全部で 4 回まで	436単位		305	1回につき
A 6	8013	通所型独自サービス 2 2 ・定超	通所型サービス 2 2	事業対象者・要支援 2 で週 2 回程度のサービス利用が必要な者 ※ 1 月の中で全部で 5 回から 8 回まで	447単位		313	

看護・介護職員が欠員の場合

サービスコード		サービス内容略称	算定項目				合成 単位数	算定単位
種類	項目							
A 6	9001	通所型独自サービス 1 1 ・人欠	通所型サービス 1 1	事業対象者・要支援 1 (週1回程度必要な者に、1月4回を超えてサービスを提供した場合)	1,798単位	看護・介護職員が 欠員の場合 × 70%	1,259	1月につき
A 6	9002	通所型独自サービス 1 1 日割 ・人欠			59単位		41	1日につき
A 6	9011	通所型独自サービス 1 2 ・人欠	通所型サービス 1 2	事業対象者・要支援 2 (週2回程度必要な者に、1月8回を超えてサービスを提供した場合)	3,621単位		2,535	1月につき
A 6	9012	通所型独自サービス 1 2 日割 ・人欠			119単位		83	1日につき
A 6	9003	通所型独自サービス 2 1	通所型サービス 2 1	事業対象者・要支援 1 ※ 1 月の中で全部で 4 回まで	436単位		305	1回につき
A 6	9013	通所型独自サービス 2 2	通所型サービス 2 2	事業対象者・要支援 2 ※ 1 月の中で全部で 5 回から 8 回まで	447単位		313	

※感染症の予防及びまん延防止のための指針の整備及び非常災害に関する具体的計画の策定を行っている場合には、令和7年3月31日まで当該減産を適用しない。

※介護職員等処遇改善加算 V 1 から 1 4 については、令和 7 年 3 月 31 日まで適用する。

広野町短期集中予防サービスコード表

サービスコード		サービス内容略称	算定項目		合成 単位数	算定単位	
種類	項目						
A7	1001	短期集中予防サービス	短期集中予防サービス		1,480	1月につき	
A7	1002	短期集中予防サービス・2割	(送迎を行わなかった場合、若しくは事業所と同一敷地内に所在する		2割負担利用者用 1,480		
A7	1003	短期集中予防サービス・3割	建物に居住する者に対して短期集中予防サービスを提供した場合)		3割負担利用者用 1,480		
A7	1005	短期集中予防サービス・免除	基本370単位 (月4回程度)		災害等により免除となる利用者用 1,480		
A7	8101	高齢者虐待防止未実施減算	虐待の発生又はその再発を防止するための措置が講じられていない場合 4単位減算		-4	1回につき	
A7	8102	高齢者虐待防止未実施減算・2割			2割負担利用者用		-4
A7	8103	高齢者虐待防止未実施減算・3割			3割負担利用者用		-4
A7	8105	高齢者虐待防止未実施減算・減免			災害等により免除となる利用者用		-4
A7	8201	業務継続計画未策定減算	業務継続計画を策定していない場合※ 4単位減算		-4		
A7	8202	業務継続計画未策定減算・2割			2割負担利用者用	-4	
A7	8203	業務継続計画未策定減算・3割			3割負担利用者用	-4	
A7	8205	業務継続計画未策定減算・減免			災害等により免除となる利用者用	-4	
A7	1301	短期集中予防サービス中三間地域等提供加算	町長が定める地域に居住する者へのサービス提供加算 20単位		20	1日につき	
A7	1302	短期集中予防サービス中三間地域等提供加算・2割			2割負担利用者用		20
A7	1303	短期集中予防サービス中三間地域等提供加算・3割			3割負担利用者用		20
A7	1305	短期集中予防サービス中三間地域等提供加算・免除			災害等により免除となる利用者用		20
A7	1401	短期集中予防サービス送迎加算	事業所が送迎を行った場合 25単位		25	片道につき	
A7	1402	短期集中予防サービス送迎加算・2割			2割負担利用者用		25
A7	1403	短期集中予防サービス送迎加算・3割			3割負担利用者用		25
A7	1405	短期集中予防サービス送迎加算・免除			災害等により免除となる利用者用		25

サービスコード		サービス内容略称	算定項目		合成 単位数	算定単位
種類	項目					
A7	1801	短期集中予防サービス定超	短期集中予防サービス		277	1日につき
A7	1802	短期集中予防サービス定超・2割	(送迎を行わなかった場合、若しくは事業所と同一敷地内に所在する		2割負担利用者用 277	
A7	1803	短期集中予防サービス定超・3割	建物に居住する者に対して短期集中予防サービスを提供した場合)		3割負担利用者用 277	
A7	1805	短期集中予防サービス定超・減免	395単位		災害等により免除となる利用者用 277	

サービスコード		サービス内容略称	算定項目		合成 単位数	算定単位	
種類	項目						
A7	1901	短期集中予防サービス人欠	短期集中予防サービス 395単位 人員欠如の場合 ×70%		277	1日につき	
A7	1902	短期集中予防サービス人欠・2割			2割負担利用者用		277
A7	1903	短期集中予防サービス人欠・3割			3割負担利用者用		277
A7	1905	短期集中予防サービス人欠・免除			災害等により免除となる利用者用		277

広野町介護予防ケアマネジメントサービスコード表

サービスコード		サービス内容略称	算定項目	合成 単位数	算定単位
種類	項目				
A F	2111	介護予防ケアマネジメント	介護予防ケアマネジメント費	要支援1・2 442単位	1月につき
A F	2113	介護予防ケアマネジメント虐		高齢者虐待防止措置未実施減算 438単位	
A F	4001	介護予防ケア初回加算	初回加算 300単位	300	
A F	6132	委託連携加算	委託連携加算 300単位	300	